

## 練馬区立保育園運営業務委託事業者選定委員会設置要領

平成21年5月1日  
21練児字第10050号

### (設置)

第1条 練馬区が設置する区立保育園（以下「保育園」という。）を運営業務委託するにあたり、その事業者を適正に選定するため、保育園運営業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 保育園の運営委託を行う事業者の選定に関すること。
- (2) その他区長が必要と認めること。

### (構成)

第3条 選定委員会は、次に掲げる職にある者につき、区長が任命または委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 児童青少年部長
  - (2) 保育課長
  - (3) 練馬区立保育園園長経験者1名
  - (4) 学識経験者2名
  - (5) 有識者2名
- 2 選定委員会の委員長は、児童青少年部長とする。
- 3 選定委員会の副委員長は、保育課長とする。

### (運営)

第4条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (現地調査部会の設置および構成)

第5条 選定委員会の所掌事項を調査するために、選定委員会の下に現地調査部会（以下「調査部会」という。）を置く。

- 2 調査部会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 区立保育園長は選定委員会委員長が指名した者とする。
- 4 調査部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(選定委員会および調査部会の非公開)

第6条 選定委員会および調査部会の議事は、非公開とする。

(委員の責務)

第7条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(情報の公開)

第8条 プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準による。

(庶務)

第9条 選定委員会および調査部会の庶務は、児童青少年部計画調整担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表1 (現地調査部会の構成)

区立保育園園長 保育課支援調整係 (係長・次席) 保育課栄養指導担当係長 その他委員長が任命する者
--

付 則

1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。